秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園指定管理者候補選定結果報告書

令和８年１０月

秦野市カルチャーパーク及びおおね公園

指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会

１　選定方法及び選定結果

(1)　選定方法

募集要項に定めた応募資格等を全て満たしている事業者から提出された事業計画書の内容について、あらかじめ定めた評価項目別に秦野市カルチャーパーク及びおおね公園指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において、全委員の評点の平均点を基に総合的な判断のうえ、選定する方法とした。

(2)　選定結果

別紙「指定管理者選定評価委員会評点集計表（全体）」に基づき、慎重かつ公正な審議をした結果、評点が配点合計の８割を上回ったことに加え、提案内容が優れていたミズノグループを指定管理者の候補として選定した。

ミズノグループ　１１５．５点／１３５．０点

（詳細は別紙「指定管理者選定評価委員会評点集計表」のとおり）

２　選定評価委員会の開催経過

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園の指定管理者候補の選定に当たり、選定評価委員会を設置し、指定管理者候補の選定に関する審査を行った。

令和８年４月に第１回公募を実施したところ１者からの申請があったが、提案された指定管理料が上限額を超過していたため要件不適合となり、指定管理料の積算を見直したうえで第２回公募を実施した。

なお、指定管理者候補選定までの選定評価委員会の開催経過は、次のとおりである。

(1)　令和８年度第１回会議

ア　日時　　令和８年４月１３日（月）　午後２時から

イ　議事

(ｱ)　会議及び委員名簿の公開について

(ｲ)　次期秦野市カルチャーパーク及びおおね公園指定管理者の募集について

(2)　令和８年度第２回会議

ア　日時　　令和８年７月２８日（火）　午後２時から

イ　議事

(ｱ)　会議及び委員名簿の公開について

(ｲ)　令和７年度指定管理者による管理・運営状況の外部評価について

(ｳ)　次期秦野市カルチャーパーク及びおおね公園指定管理者の再募集について

(3)　令和８年度第３回会議

ア　日時　　令和８年１０月８日（木）　午後２時から

イ　議事

(ｱ)　会議及び委員名簿の公開について

(ｲ)　指定管理者指定申請者によるプレゼンテーション

(ｳ)　指定管理者指定申請者の審査及び指定管理者候補の選定について

３　選定までの主な経過

(1)　第１回公募

ア　公募開始日	令和８年４月２０日（月）
イ　現地見学会	令和８年４月２８日（火）
ウ　質問受付期限	令和８年５月１２日（火）
エ　質問回答期限	令和８年５月１９日（火）
オ　申請書受付期限	令和８年６月１８日（木）

(2)　第２回公募

ア　公募開始日	令和８年８月６日（木）
イ　質問受付期限（質問なし）	令和８年８月１４日（金）
ウ　申請書受付期限	令和８年９月１８日（金）
エ　審査（プレゼンテーション）（１者申請）	令和８年１０月８日（木）

４　募集の趣旨

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園の管理運営業務について、民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとともに、効果的かつ効率的に運営するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項及び秦野市都市公園条例（昭和５０年秦野市条例第９号）第３１条の規定に基づき、指定管理者を募集したものである。

5　施設の概要

(1)　名称及び所在

名　　称		所　在　地
カルチャーパーク （約 197,000 ㎡）	総合体育館	秦野市平沢１４８番地 ほか
	管理事務所	
	旧管理事務所	
	陸上競技場	
	野球場	
	庭球場	
	水泳プール(夏期のみ)	
	中央こども公園	
	ジョギングコース	
おおね公園 （約 68,000 ㎡）	管理事務所（温水プール・トレーニングルーム）	秦野市鶴巻９４０番地
	施設管理棟	
	庭球場	
	多目的広場	
	スケーティング場	
	ゲートボール場	
	ジョギングコース	
	わんぱく広場	

(2)　施設設置目的

ア　秦野市カルチャーパーク

文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場を一体的に市民及び滞在者に提供することにより公共の福祉を増進し、持続可能で活力のあるまちづくりに役立てることを目的としている。

イ　秦野市立おおね公園

都市公園法（昭和３１年法律第７９号）に基づく都市公園として、公共の福祉に資することを目的としている。

6　指定管理者の応募資格等

(1)　応募資格は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成された共同企業体（以下「グループ」という。）で、次の各号の要件を全て満たすこととしたものである。

ア　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受け

たことがないこと。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生・更生手続中でないこと。

エ　市税、県税及び国税を滞納していないこと。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成２３年秦野市条例第１８号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

カ　指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から２年を経過していない者でないこと。

(2)　グループでの応募における留意事項

グループで応募をされる場合は、次の事項について留意することとしたものである。

ア　(1)の要件を構成する全ての構成員が満たす必要があること。

イ　代表する法人等を定めること。

ウ　単独で応募をした法人等は、この応募において、別のグループの構成員になることはできないこと。

エ　法人等は、この応募において、複数のグループで同時に構成員になることはできないこと。